

電子媒体・紙請求に関するよくある問い合わせ

項番	質問	回答
1	紙で請求してもいいですか？	平成30年4月より介護給付費等の請求は、紙での請求はできません。 ※電子媒体での請求も認められていますが、なるべくインターネット請求にご協力願います。
2	電子媒体・紙での請求期間は、いつからいつまでですか？	受付締切日(毎月10日(10日が土日祝日であれば、前の平日)17時)までに、国保連合会へ持参、または締切日必着で国保連合会へ郵送をお願いします。医療機関等が医師会経由で提出される場合は、医療レセプトとは必ず封筒を別にし、封筒に「介護保険請求」と記載の上ご提出をお願いします。 ※国保連合会ホームページの「1 保険請求について」→「(1) 受付日について」→「介護給付費請求明細書等の受付期間」をご確認ください。
3	電子媒体への請求データ保存で、注意することがありますか？	フォルダ内にCSVファイルを格納しCD-Rに保存するのではなく、直接、CD-RにCSVファイルを保存してください。
4	電子媒体に事業所番号等の記載が必要ですが、ラベルシールを貼ってもいいですか？	ラベルシールは、国保連合会での読込作業において、剥がれて機器の故障の原因となりますので、直接、電子媒体に油性ペンで記入をお願いします。
5	請求に漏れがあることに気付いたのですが、追加請求できますか？	受付締切日まででしたら、電子媒体・紙のすべての差し替えのみ対応することが可能ですので、事前に国保連合会へ連絡していただき、郵送及び持ち込みでの対応をお願いします。 なお、差し替え前の電子媒体及び紙は返却しません。
6	提出した請求情報が間違っていたことが分かりました。送り直すことはできますか？	受付締切日まででしたら、電子媒体・紙のすべての差し替えのみ対応することが可能ですので、郵送及び持ち込みでの対応をお願いします。 なお、差し替え前の電子媒体及び紙は返却しません。 受付締切後は、国保連合会で審査処理に入るため、間違っていた請求明細書の取り消し及び差し替えはできません。月末の審査結果を待って、以下の対応となります。 ○エラー等で返戻となった場合…翌月以降、正しく再請求を行ってください ○返戻にならなかった場合…翌月以降、該当保険者へ過誤の申し立てを行ってください。
7	給付管理票及び請求明細書の各種様式、サービスコード表はどこから入手できますか？	各種様式は、WAMNET(ワムネット)を確認してください。 サービスコード表は、WAMNET(ワムネット)に掲載の令和3年4月27日付、厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」の一部訂正について」をご確認ください。
8	請求明細書等の各種様式の記入方法について教えてください。	WAMNET(ワムネット)に掲載の令和3年4月27日付、厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版)」の一部訂正について」をご確認ください。
9	電子媒体・紙請求からインターネット請求に変更する場合、どのようにしたらいいですか？	手続きなどの詳細は、国保連合会ホームページの「2 インターネット請求について」→「(2) 手続き等の各種マニュアルについて」→「介護給付費等のインターネット請求について」をご確認ください。

項番	質問	回答
10	介護電子媒体化ソフトによる請求明細書の作成方法がわかりません。	国保連合会ホームページの「1 保険請求について」→「(5)介護電子請求媒体化ソフトver.3について」→「国保中央会介護電子媒体化ソフトVer.3操作マニュアル」をご確認ください。
11	主治医意見書料の総括表はどこで入手できますか？	国保連合会ホームページの「1 保険請求について」→「(3)紙請求について」をご確認ください。
12	県外被保険者の主治医意見書料の請求先はどこですか？	該当の県外保険者へ提出してください。